中国商標譲渡手続きガイド

本ガイドは、事業主体が商標譲渡に関する法律規定及び審査プロセスを理解することを補助し、 商標譲渡申請人が信義誠実の原則に従い、商標登録出願或いは登録商標を合理的に譲渡する よう指導し、商標譲渡による混同或いはその他の悪影響を防止するため、制定する。

1. 適用範囲

本ガイドにいう「商標譲渡」は、異なる民事主体間で発生する商標権譲渡行為をいう。商標出願人或いは登録人は、一定の条件に従い譲受人と合意するとともに、商標法及びその実施条例の関連規定に基づき、その商標権或いは商標出願権を譲受人に譲渡し、譲受人は、譲渡により相応の権利を取得する。商標譲渡は譲渡人、譲受人の双方の真実で共通の意思表示に基づき発生し、合法、自主、公平と信義誠実などの原則を遵守しなければならない。

上記の譲渡以外の事由により発生した商標権主体の交代は、法人の解散、破産或いは自然 人の死亡により発生した相続など情況は、商標移転に該当する。

2. 基本的な要件

(1)商標譲渡の基本要件

1. 商標

商標譲渡申請は、登録された有効な商標或いは有効な商標登録出願について提出することができる。

2. 処理主体

商標譲渡当事者は、相応の民事主体資格、民事権利能力及び行為能力を備えていなければならない。

譲渡申請の譲渡人は、商標の登録人であるとともに、商標登録簿の登録人に関する情況と 一致しなければならない。登録人は、すでに関連登記機関で名称を変更している場合があり、 商標譲渡申請は、名義変更申請が許可された後に審査される。

譲受人は、商標法第 4 条の商標登録出願の主体資格に関する要件を満たしていなければならない。

3. 申請書類

商標法の関連規定に従い、商標譲渡申請は、譲渡人、譲受人の双方が真実の意思に基づき共同で提出しなければならず、申請書類は、以下の要件を満たしていなければならない。

申請人は、「譲渡/移転申請/登録商標申請書(转让/移转申请/注册商标申请书)」を記入 し提出するが、紙方式提出の場合、双方の出願人がいずれも所定の箇所に署名或いは押捺 した原本を提出しなければならない。電子方式提出の場合、双方が共同で署名及び署名した 譲渡同意陳述書(同意转让声明文件)のカラースキャンをアップロードしなければならない。当事者が法人の場合、法定代表者或いは法定代表者から委任を受けた者が署名し、その他の組織の場合、責任者が署名しなければならない。

申請人は、署名或いは押捺がされた身分証明書のコピーを提出しなければならない。商標代理機構に商標譲渡申請を依頼する場合、代理人委任状も発行しなければならない。

4. 一括譲渡

複数の同一或いは類似商標が譲渡により異なる事業主体に属し、それにより関連公衆が商品或いはサービスの出所を容易に混同、誤認することを防止するために、商標譲渡人は、その商標を譲渡する際に、その名義で譲渡商標と構成が同一或いは類似商品に登録されている同一或いは類似商標を一括して譲渡しなければならない。

中国に領土拡張されて保護されている同一或いは類似譲渡人のマドプロド国際登録商標も、 一括して譲渡しなければならない。商標登録出願で実質審査の結論(初歩的審査がされ、拒 絶査定或いは異議申立手続き中の商標を含む)が出された譲渡人の名義の同一或いは類似 商標登録出願も登録商標を参照し一括譲渡されなければならない。譲渡人名義で出願中の 同一或いは類似商標については一括して譲渡することができる。

実務上、両商標が類似商標を構成するかどうかの判断は、両商標の知名度、顕著性、指定使用商品やサービスの差異の程度、譲渡人、譲受人双方の認知及び混同を避けるために講じられた措置などを組合せて総合的に考慮する。譲渡人、譲渡人双方が採用、或いは採用を約定した措置は、一般消費者が譲渡後の商標の出所を区別し、混同の発生を避けるために、十分でなければならない。

5. 混同やその他の悪影響を招き易い譲渡

商標法の関連規定に従い、申請人は、以下の商標譲渡行為による混同或いは悪影響を回避しなければならない:

- (1)団体商標或いは証明商標の譲渡を申請したが、譲受人は「団体商標、証明商標登録及び管理弁法」に規定さる関連資格及び資質の要件に適合しない場合。
- (2)地名を含む商標を当該地域以外の譲受人に譲渡することを申請し、当該商標を使用する商品が当該商標に含まれる地名と密接な関係を有する場合、商標譲渡後に商品の産地、 出所を公衆に誤認させ易く、或いは関連公衆或いは一般消費者を混乱させ易い場合。 例:

「西街口」商標は、第 31 類で「生の果実、生のニンニク」を指定商品に登録されており、現在、貴州省の某企業に譲渡申請中である。「西街口」は、雲南省昆明市石林彝(イ)族自治県にある町名であり、この町で産出される人参果、ニンニクなどの農副産物は高い知名度がある。「西街口」商標は当該商標の認可に使用された商品と密接な関係があり、当該商標

が西街口域外の他の所有者の名義に譲渡されると、公衆に商品の産地、出所に対して混同と誤認を生じ易くなるため、当該商標譲渡申請に対し、これを承認するべきではない。

(3)企業名称(全名称、名称の一部或いは略称を含む)を含む商標を他の企業に譲渡を申請し、商標の使用が容易に関連公衆或いは一般消費者に混同を生じ易い場合。 例:

山西省の某グループ会社は、「山西省某集団公司及び図」の商標を河北省某有限責任会社に譲渡を申請し、商標の文字部分に山西省の企業名称の全名称が含まれている。当該商標が使用されると、関連公衆或いは一般消費者は商品或いはサービスの出所が山西の会社と何らかの関連があると誤解させ易くなる、このため、当該商標譲渡申請に対し、これを承認するべきではない。

- (4) 特殊な意味を持つ商標譲渡の申請の場合、譲渡が我が国の政治、経済、文化、宗教、 民族などの社会公共の利益、公共秩序或いは公序良俗に消極的、負の影響を及ぼす可能 性がある場合。
- (5) 商標代理機構が商標法実施条例第87条の規定に違反し譲受人となる場合。
- (6)申請人は、登録商標の総数が比較的多く、比較的分散した譲受人に何度も商標を譲渡しており、正当な理由がなく、或いは関連使用証拠を提供できない、或いは使用意図を説明できない場合、或いは提供された使用証拠が無効である場合。 例:

某個人は累計 700 回を超える商標登録出願し、数も比較的多く、同時に何度も譲渡行為が存在するとともに、譲受人が分散しており、申請者は関連する正当な理由や証拠を提供することができず、その行為には悪意のある商標の買占のみならず、商標譲渡を通じて不公正な利益をむさぼる疑いがある、このため、当該商標譲渡申請に対し、これを承認すべきではない。

- (7)その他の混同或いはその他の悪影響を招き易い情況。
- 6. 他人の権利に影響を及ぼす譲渡

申請人は、商標譲渡行為により他人の合法的先行権利が侵害されることを避けなければならない。利害関係者には、「ライセンシー」、「譲渡申請したが承認されていない譲受人」。「契約を締結したが譲渡申請を出していない別の譲受人」、「商標権帰属の係争先」などが含まれる可能性がある。

(2) その他の要件

1. 共有商標

共有商標の譲渡を申請する場合、譲渡申請は全共有者の一致した確認の同意を得なければならず、代表者は申請書のトップページの譲渡人印の箇所に捺印しなければならず、その他の共有者の名前は申請書の別紙に明記するとともに、押捺しなければならず、関連要件に適合するすべての共有者の事業活動に従事する主体資格証明書類(登記簿抄本、現在事項証明書)を提出しなければならない。

商標を複数人に譲渡し共有する申請をする場合、譲受人代表者が願書譲受人印欄に押捺しなければならず、その他の共有者の名前は申請書の別紙に明記するとともに、押捺しなければならない。

2. 団体商標

商標法の関連規定に基づき、団体商標は、団体、協会またはその他の組織の名義で登録し、 その組織のメンバーが商事活動で使用し、使用者が当該組織のメンバーシップを示すための 標識である。団体商標は、共通の特徴を示しており、登録出願主体は団体組織でなければなら ない。単独の企業、個人経営者或いはグループ会社は、団体商標出願人にまることはできない。 団体商標の譲渡を申請する譲受人も相応の主体資格を備えていなければならず、同時に、申 請人は、「譲渡/移転申請/登録商標申請書」のほか、以下の資料を提出しなければならない:

- (1)譲渡人の公印(社判)を押捺した譲渡人身分証明書類(登記簿抄本、現在事項証明書)の コピー。
- (2)譲受人の公印(社判)を押捺した譲渡人身分証明書類(登記簿抄本、現在事項証明書)の コピー。
- (3)譲受人の公印(社判)を押捺した譲渡後の団体商標使用管理規則。
- (4)譲渡後の団体メンバーリスト。
- (5)商標讓渡契約。

3. 証明商標

商標法の関連規定に基づき、証明商標とは、ある商品或いはサービスに対する監督能力を 有する組織により管理され、その組織以外の単位或いは個人がその商品或いはサービスに使 用し、当該商品或いはサービスの原産地、原料、製造方法、品質或いはその他の特定な品質 を証明するための標識である。証明商標の登録出願主体は、法により成立するとともに、出願 された商品或いはサービスの特定の品質に対して監督能力を有する組織でなければならない。 譲渡証明商標の申請をする譲受人も相応の主体資格を備えなければならず、同時に、申請人 は、「譲渡/移転申請/登録商標申請書」のほか、以下の資料を提出しなければならない:

(1)譲渡人の公印(社判)を押捺した譲渡人身分証明書類(登記簿抄本、現在事項証明書)の コピー。

- (2)譲受人の公印(社判)を押捺した譲渡人身分証明書類(登記簿抄本、現在事項証明書)の コピー。
- (3)譲受人の公印(社判)を押捺した譲渡後の証明商標使用管理規則。
- (4)譲受人の監督検査能力証明。
- (5)商標譲渡契約。

4. 地理的表示団体商標/証明商標

商標法の関連規定に基づき、地理的表示とは、特定の商品が特定の地域に由来し、その商品の特定の品質、信用或いはその他の特徴を示すものであり、主にその地域の自然要素或いは人文要素により決定される標識である。

団体商標或いは証明商標として登録された地理的表示は、商品の特定の品質と生産地域の自然要素、人文要素との関連性を強調し、当該産地で関連の生産事業活動に従事する市場主体が共有する権利である。地理的表示団体商標/証明商標に使用される指定商品は、明確で具体的であり、地理的表示名と密接に関連している必要がある。

商標出願が上記の要求を満たすことを保障するため、出願人は当該地理的標識に示される 地の県クラス以上の人民政府或いは業界主管部門の同意を得て、地理的表示製品の特定の 品質に対する監督・検査能力を持ち、利益を目的としない団体、協会或いはその他の組織であ り、一般的には社団法人、事業単位法人であり、かつその事業範囲は監督・使用される地理的 表示製品と関連しているものとする。会社と農民専門協同組合などの営利主体は、地理的表 示団体商標や地理的表示証明商標の譲受人となることはできない。

商品やサービスの出所地に対する公衆の誤認を避けるため、住所、事業地が当該地にない 生産者、事業者を地理的表示の譲受人とすることはできない。地理的表示団体商標/証明商標 の譲渡を申請する譲受人も相応の主体資格を備えていなければならない。同時に、申請者は 「譲渡/移転申請/登録商標申請書」のほか、以下の資料を提出しなければならない:

(1) 当該地理的表示に示される地の県クラス以上の人民政府或いは業界主管部門が当該譲渡に同意し、譲受人が当該地理的表示商標を監督管理することに同意した承認文書。

地理的標識が示す地域範囲が県、市の範囲内である場合、同県、市人民政府または業界主管部門が承認文書を発行する。地域範囲が2つ以上の県、市の範囲である場合、共同で1ランク上の人民政府或いは業界主管部門の発行した承認文書。

- (2)譲渡人の公印(社判)を押捺した譲渡人身分証明書類(登記簿抄本、現在事項証明書)の コピー。
- (3)譲受人の公印(社判)を押捺した譲渡人身分証明書類(登記簿抄本、現在事項証明書)の コピー。
- (4)譲受人の公印(社判)を押捺した譲渡後の証明商標使用管理規則。
- (5)譲受人監督検査能力証明資料。
- (6)商標譲渡契約。

3. その他の注意事項

商標譲渡申請人は、商標出願及び使用に正しい認識を持ち、生産事業活動において、その商品或いはサービスに対し商標専用権を取得する必要がある場合、できるだけ早く独自の商標を選択し出願登録しなければならない。譲渡の方法を通じ商標専用権を取得した場合、譲渡を申請した商標或いは商標出願の情況、状態などの情報は、譲受人の利益と直接関連するため、商標譲渡申請を提出する前に、譲受人は商標法の関連規定と照らし、自ら検索研究した情況と結びつけ、商標譲渡でのリスクを十分に評価しなければならない。

1. 登録商標の譲渡申請が直面する可能性のあるリスク

(1)登録商標は無効宣告されるリスクに直面する可能性があり、商標法第 44 条、第 45 条の規定に違反し無効宣告を受ける状況にあるかどうかに注意しなければならない。例えば、使用を目的としない悪意商標でないか、商標として使用できない標識でないか、欺瞞的手段或いはその他の不正な手段で登録していないか、他人の既存の先の権利を侵害しないかなどである。無効宣告事件の審理時に、商標が上記の関連法律規定に違反しているか否かの判断は、一般的に商標出願登録時のリアルタイムの状態に準じてなされる。

例:

例:

商標権者 A は、その名義で登録されている有効な商標 B を C に譲渡しようとしているが、第 三者が商標 B に対し商標法第 4 条の「使用を目的としない悪意商標登録出願」を理由に無効 宣告を申立てるとともに審理を経て、A の出願件数が多く、正常な事業活動でのニーズを明らかに超えており、真実の使用意図が乏しく、商標登録の秩序を乱している場合、当該商標は無効と宣告される。C にはその譲受後に使用意図がある、或いは実際に使用されているとの理由での抗弁は、申請人 A の商標法第 4 条違反の認定に影響を及ばないのである。

- (2)登録商標は取消されるリスクに直面する可能性があり、商標は商標法第 49 条の商標使用に関する規定に違反していないか、すなわち登録商標がその使用が認可された商品の普通名称になっていないか、或いは正当な理由がなく3年連続不使用でないかなどに注意しなければならない。
- (3)登録商標は期限満了後更新されていないリスクに直面する可能性があり、商標が有効な状態にあるか否か、商標法第40条に規定される更新期間内である場合、規定に従い更新手続きなどを行ったか否かに注意しなければならない。

ある商標専用権の期限は 2020 年 3 月 1 日までで、甲乙双方は 2020 年 7 月 1 日に譲渡申請を提出した。商標は更新期間内にありながら、双方当事者は更新出願を提出していない。当該商標の譲渡申請について、猶予期間が満了し更新がすでに無効あるため、この譲渡は承認しない。

- 2. 商標出願の譲渡申請が直面する可能性のあるリスク
- (1)商標登録出願の実質審査、拒絶査定、拒絶査定不服審判の審理手続きにある商標は、拒絶査定、登録却下など不利な結論に直面する可能性がある。
- (2)実体審査で初歩的査定を経て公告された商標は、関係当事者が商標法第 33 条の規定に 従い異議申立を行う可能性がある。
- 3. 質権設定商標の譲渡申請が直面する可能性のあるリスク

民法典には、「知的財産権の財産権を質入れした後、質権者は譲渡或いは他人に使用許可 してはならない。但し、質権設定人と質権者が協議し同意した場合を除く」との規定があり、質 権者の書面による同意の証明書類を提出しなければならない、提出されない場合、譲渡申請 は承認しない。

4. 裁判所に差押保全中の商標の譲渡申請が直面する可能性のあるリスク 関連司法解釈の規定に基づき、人民法院が登録商標権を保全している場合、譲渡禁止など の事項を含む可能性があり、裁判所の書面による同意の証明書類を提出しなければならない、 提出されない場合、譲渡申請は承認しない。

5. 他人に使用許諾された商標の譲渡申請が直面する可能性のあるリスク

商標法第43条第3項従い、商標ライセンス届出及び関連司法解釈は、「登録商標の譲渡は譲渡前に発効した商標使用許可契約の効力に影響を及ぼさないが、商標ライセンス契約に別途約定がある場合を除く」と規定しており、先の有効な商標ライセンスが商標譲渡後の権利行使などに影響を及ぼす可能性があり、申請人は商標ライセンスの種類及び届出状況などに注意しなければならない。

譲渡人、譲受人双方が一致して譲渡申請の取下に同意している場合、共同で譲渡取下申請書を提出する。双方当事者はいずれも取下申請書の相応の位置に押捺或いは署名しなければならない。

また、商標譲渡手続きをするとき、中国商標ネットワークの関連説明内容 ¹を参考にすることができる。

参照:

1. 中国商標網出願ガイドライン「譲渡登録商標登録出願」 https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/sbsq/sqzn/202303/t20230331_26240.html

2.「小明と商標の物語」第2話と第5話

https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/sbsq/sqzn/202303/t20230310_25685.html

 $https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/sbsq/sqzn/202303/t20230310_25690.html$

3. 商標登録後続プログラム知識ショートビデオ

 $https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/sbsq/sqzn/202201/t20220121_620.html$

原文 https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/25/art_66_187778.html